

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長（札幌市を除く。）
（ 各 市 町 村 立 学 校 長 ）

北海道教育庁学校教育局長 川 端 香代子

学年末から学年始めにかけての児童生徒の指導等について（通知）

この時期は、児童生徒にとって、学校生活への新たな決意を抱いて新年度の計画を立てるなど、自主的・自律的に生きる力を身に付けるためのよい機会です。

一方、児童生徒の生活が不規則になることや不慮の事故が発生しやすいこと、進級・進学に伴う新たな環境への不安を抱えることなどが懸念されます。

つきましては、各学校において、家庭や地域の関係機関・団体等との緊密な連携の下、次の事項に留意し、児童生徒の命と心を守る取組に万全を期すようお願いします。

また、別記の事項について、児童生徒の発達の段階に応じて、適切に指導するようお願いします。

記

1 自殺予防の取組

長期休業明けにかけて、18歳以下の自殺が増加する傾向にあることから、「SOSの出し方に関する教育」（別添1）に取り組み、自ら相談し助けを求めることや、ストレス等への対処について指導すること。また、長期休業前から長期休業明けまでの間、家庭、地域、関係機関等と連携を強め、自殺予防の取組を積極的に推進すること。

2 児童虐待の防止対策、早期発見・早期対応

児童生徒の安全確保を最優先に、児童虐待の早期発見・早期対応、児童生徒の保護等の適切な対応を行うこと。

3 相談窓口の周知

児童生徒の不安や悩みなどを受け止め、早期に対応できるよう、長期休業前に「子ども相談支援センター」等の各種相談窓口（別添2）や1人1台端末を活用した「おなやみポスト」の活用について必ず周知すること。

生徒指導・学校安全課
高校教育課
義務教育課
特別支援教育課
健康・体育課

別記

1 問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応

(1) 自殺予防

- ・長期休業の前後に「アセスメントツール『心と身体のチェック』（令和4年12月12日付け事務連絡）」を活用し、不安や悩みを抱えている児童生徒の早期発見・早期対応に努めること。
- ・自殺企図の兆候がみられた場合は、教職員で抱え込まず、保護者はもとより、スクールカウンセラー等の専門家や医療機関等と連携し、組織的に対応すること。
- ・自他の命の尊さについて指導するとともに、教育相談の実施、保護者の見守り、相談窓口の周知等の自殺予防に係る取組を実施すること。
- ・自殺予防教育の充実に向けては、「児童生徒の自殺予防に係る取組について」（令和6年1月16日付け教生学第1265号通知）のとおり、1人1台端末等を活用した児童生徒のSOSの早期発見に向けた取組を必ず実施すること。また、道教委「自殺予防教育ポータルサイト」（令和5年9月20日付け教生学第737号通知）の各種資料を活用すること。

(2) 薬物乱用の防止

- ・児童生徒に薬物の有害性や危険性に関する正しい知識を身に付けさせ、「薬物には絶対に手を出さない」ことを指導すること。なお、その際、「薬物乱用防止教育の充実について」（令和5年9月14日付け教健体第595号通知）及び「薬物乱用防止教育のさらなる充実について」（令和5年12月18日付け教健体第921号通知）を参照すること。

(3) インターネット上のトラブルの未然防止

- ・1人1台端末の持ち帰りを安全・安心に行うため、児童生徒への事前指導や端末を持ち帰る際のルール設定、保護者への丁寧な説明等に取り組むこと。
- ・スマートフォン等やインターネットの利用に関する家庭でのルールづくりについて、児童生徒と保護者が話し合うことを働きかけること。
- ・SNS利用に起因する児童生徒の犯罪被害や犯罪行為の防止に向け、情報モラル教育の取組等を通じて適切に指導すること。
- ・学年末から学年始の時期は、児童生徒がスマートフォン等を所持する契機となっていることから、関係機関と連携し、スマートフォン等へのフィルタリング設定や家庭でのネット利用のルールづくりについて保護者に啓発すること。

(4) いじめの未然防止、早期発見・早期対応

- ・いじめや誹謗中傷等を受けたり、発見したりした場合に、周囲に援助を求めることについて指導すること。また、児童生徒及び保護者に対し、いじめに関する相談や通報を受け付ける学校の窓口を周知すること。
- ・年度内に実施したアンケート調査や個人面談の結果について、管理職を含めた「学校いじめ対策組織」において分析・検証を行うこと。その際、「いじめ対応ガイドブック・支援ツール『コンパス』」を活用すること。
- ・いじめを受けた児童生徒やいじめを行った児童生徒の進学や進級の際には、児童生徒の個人情報の取扱いに配慮しつつ、当該学校間において、いじめ等に関する指導記録等の引継ぎを確実に行うこと。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどは、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応すること。
- ・保護者向け資料「警察と連携した『いじめ問題』への対応」及び「学校と家庭が協力した『いじめ対応』」を改めて周知し、家庭と連携し対応すること。

(5) 犯罪（触法）行為、不良行為等の防止、生命（いのち）の安全教育の推進

- ・盗撮、わいせつ、窃盗、暴力行為、性的画像の要求や拡散、夜遊び、飲酒、喫煙等の犯罪（触法）行為や不良行為等の防止に向け、倫理観や規範意識等を育成すること。また、当該事案を把握した場合は、直ちに警察に相談・通報を行い、適切な援助を求め、連携して対応すること。
- ・児童生徒が、生命（いのち）を大切にし、性被害・性暴力の被害者にも加害者にもならないためにも、文部科学省の指導の手引及び教材を活用し、「生命（いのち）の安全教育」を推進すること。

(6) 特殊詐欺等の犯罪（触法）行為の防止

- ・SNS利用を通じて特殊詐欺等のいわゆる「闇バイト」情報に触れ、児童生徒が、事の重大性を認識することなく、アルバイト感覚で犯罪に加担してしまうことがないよう、「少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための対策について」（令和5年8月22日付け教生学第571号通知）の非行防止・啓発資料を活用して指導すること。なお、高等学校においては、「闇バイト防止のための校内放送教材（音声）」（令和5年10月18日付け教生学第862号通知）を昼休みなどの時間を活用して繰り返し放送するなどして、生徒自らリスクマネジメントできる資質能力の育成を図ること。

(7) 警察、児童相談所などの関係機関との連携

- ・学校だけでは対応することができない問題行動等については、家庭や地域、児童相談所、警察、PTAなどの関係機関・団体等と連携を強め、適切に対応すること。
- ・児童虐待の防止及び早期発見・早期対応に努め、児童虐待の疑いがある場合には、「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和2年6月改訂）に基づき、児童相談所等に速やかに通告すること。
- ・宗教に関する相談において児童虐待に該当すると思われる事案を把握した場合には、児童相談所等の関係機関に通告することが求められることから、課題を抱える児童生徒の早期発見、早期支援・対応等に努めること。
- ・学校・警察双方において、緊急を要する事案に適切に対応できるよう連絡窓口となる担当職員の指定を徹底するとともに、休日等執務時間以外の時間帯における連絡体制も視野に入れた体制を構築すること。

2 安全確保の徹底について

(1) 部活動等における事故の防止

- ・長期休業中の部活動等は、児童生徒の体調やバランスのとれた生活などに十分配慮し、適切な休養日及び活動時間を設定するとともに、特に運動部活動においては、その種目の特性を踏まえ、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定すること。
- ・使用する器具については、必ず安全点検を行うこと。なお、バットイングージ等の重量のある器具を移動する際は、必ず顧問等の下で行うこと。

(2) 交通事故の防止

- ・「学校安全読本」（平成22年 北海道教育委員会）等を活用し、積雪の状況や地域の実情に即した交通法規の遵守や道路の安全な歩行について指導すること。
- ・他人の乗用車や二輪車に安易に同乗しないことや無免許運転をしないこと、ヘルメット着用等の自転車の安全な利用、事故による損害賠償責任の発生など、万が一の事態を想定し万全の備えを講じるよう指導すること。
- ・交通事故の当事者となった場合に、直ちに負傷者を救護するとともに、事故の概要を警察へ通報することなどについて指導すること。

- ・小学校が実施する行事等の機会に、小学校と幼稚園等とが連携した交通安全に関する指導や保護者への啓発資料の配布などを行うこと。
- ・特に、新入学生に対しては、通学路の遵守、危険箇所の周知や安全指導を徹底し、各市町村の通学路安全プログラムに基づいて、関係機関と連携の上、通学路の安全確保に万全を期すること。

(3) 冬季の屋外レジャー等による事故の防止

- ・スキー、スケートや雪遊び、そり遊び等を行う場合には、危険な滑走をしないことや立ち入り禁止場所で遊ばないことなど、施設の利用や気象条件等に十分留意することなどについて指導すること。
- ・道路の周辺や屋根の下、氷の張った湖沼や河川など、危険が予測される場所に決して近づかないことについて指導すること。

3 不登校児童生徒への対応

- ・「児童生徒理解・支援シート」等を活用し、児童生徒の状況等と支援の方向性について、学校と家庭、関係機関等において情報共有すること。
- ・児童生徒や保護者への早期支援のため、道教委「不登校支援ポータルサイト」（令和5年5月31日付け教生学第217号通知）や相談窓口を周知すること。
- ・様々な理由で登校できない児童生徒に対して、スクールカウンセラーによるオンライン等を利用した教育相談を行うなど、一人一人に応じた支援を行うとともに、別添2「主な相談窓口（北海道）」をもとに、相談窓口の活用について周知すること。
- ・各校種間の移行期は、不登校児童生徒への支援においても極めて重要であることから、「児童生徒理解・支援シート」等を活用し、校種を越えた切れ目のない支援を行うこと。
- ・児童生徒や保護者が、教育支援センター等の教育委員会所管の機関、児童相談所、病院、民間団体等で専門的な相談・支援を受けることができるよう、相談窓口を継続して周知すること。

4 相談窓口の周知及び学校における教育相談

- ・長期休業期間においても、いじめ、友人関係、親子関係、性的マイノリティ、性暴力の被害、ヤングケアラーに関する事など、児童生徒の様々な悩みを受け止め、早期に対応できるよう、各種相談窓口の周知を徹底すること。
- ・児童生徒の心のケアが必要な事案が発生した場合は、学校内の関係者が情報共有し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとともに「チーム学校」として、教育相談を実施すること。また、児童相談所等の関係機関と緊密に連携し必要な支援を行うこと。
- ・相談内容が宗教に関する場合、そのことのみを理由として消極的な対応をすることなく、課題を抱える児童生徒の早期発見、早期支援・対応等に努めること。

5 保護者、地域社会等との連携による青少年健全育成活動の推進について

- ・児童生徒の健全育成に向けて、地域いじめ問題等対策連絡協議会や学校警察連絡協議会等を通じ、市町村教育委員会、学校、PTA、青少年・女性団体、警察、児童福祉施設、地域の商店などへ積極的に連携を働きかけるとともに、地域全体で児童生徒のサインをしっかりと受け止め、様々な事例に臨機応変に対応できる実効性のある体制づくりに努めること。

〔 参考通知 〕

- 次のURLからダウンロードできます。
「長期休業に向けての児童生徒の指導等について」
<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/choukitsuuchi.htm>



〔 相談窓口 〕

- 子ども相談支援センター
<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/ijimedenwasoudan.htm>
 - ・ 電話相談 0120-3882-56
 - ・ メール相談 sodan-center@hokkaido-c.ed.jp



- ほっかいどうこどもライン相談
<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/snssoudan.htm>

